

学部、大学院等の設置に関する一般的な審査スケジュールについて

①既設の学部や大学院等に科目を新たに開講(改組を伴わない)

	大学	文科省
9月	学則変更の届出※1	
10月		
11月		
12月		大学等において最終的に決定されたのち速やかに提出
平成30年1月		
2月		
3月		
4月	必要な科目の開講 ←	
5月	学則変更の届出※1	
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		大学等において最終的に決定されたのち速やかに提出
11月		
12月		
平成31年1月		
2月		
3月		
4月	必要な科目の開講 ←	

②学部、大学院等の設置【認可事項】

大学	文科省
認可申請 →	(3月末締切り)
	認可 (必要に応じて判定保留とし審査を継続)
必要な科目の開講 (学部、研究科等の設置) ←	

③学部、大学院等の設置
(当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの)
【届出事項】

大学	文科省
届出※2	提出期間については 手引き※3を参照
必要な科目の開講 (学部、研究科等の設置) ←	
届出	提出期間については 手引き※3※4を参照
必要な科目の開講 (学部、研究科等の設置) ←	

※1 学則に変更が生じる場合のみ必要であるため、必ずしも全大学等において必要となる手続きではない。

※2 事前相談に諮る場合は10月23日～10月27日の間に必要な書類を提出する必要がある。(公私立のみ)

※3 「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引」(平成29年度改定版)【http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/1380427.htm】、平成30年度版は今後公表予定。

※4 国立大学におけるスケジュール等は平成29年1月23日付け事務連絡「国立大学における研究科の設置等に係る手続等」参照のこと。

(注)なお、本フローチャートは一般的な手続きの流れを示したものであり、当該大学の個別の事情により異なる場合がある。